

平成27年度予算・地方財政対策等について ～ 地方六団体 説明資料 ～

- I 地方一般財源・地方交付税の総額確保
- II 社会保障財源の確保、軽減税率の導入について
- III 法人実効税率引下げの代替財源確保等
- IV 地方創生の推進

平成27年 1 月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井隆一

I 地方一般財源・地方交付税の総額確保

○地方一般財源総額の確保

地域経済の先行き不透明感を払拭し、アベノミクス効果を地域の隅々にまで行きわたらせるために、平成27年度において安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること。

○歳出特別枠及び別枠加算の堅持

社会保障費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算も含め地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すること。

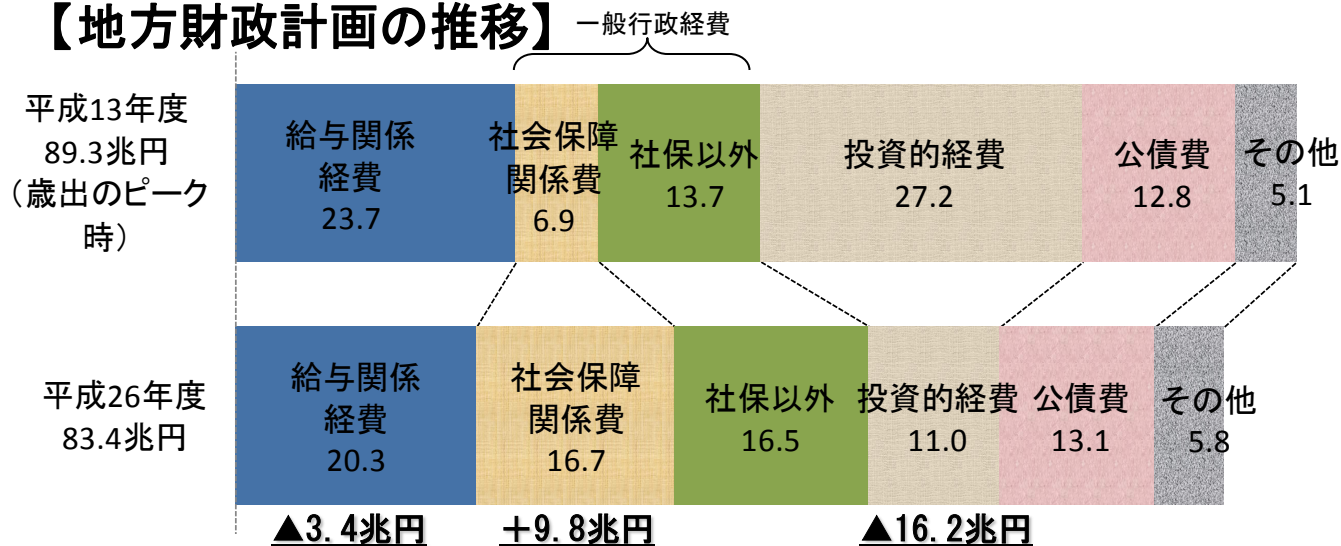
○臨時財政対策債の発行抑制

既往債の償還等により今後も累増することが懸念される臨時財政対策債について、その発行額を極力抑制するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。

国を大きく上回る行財政改革の実施

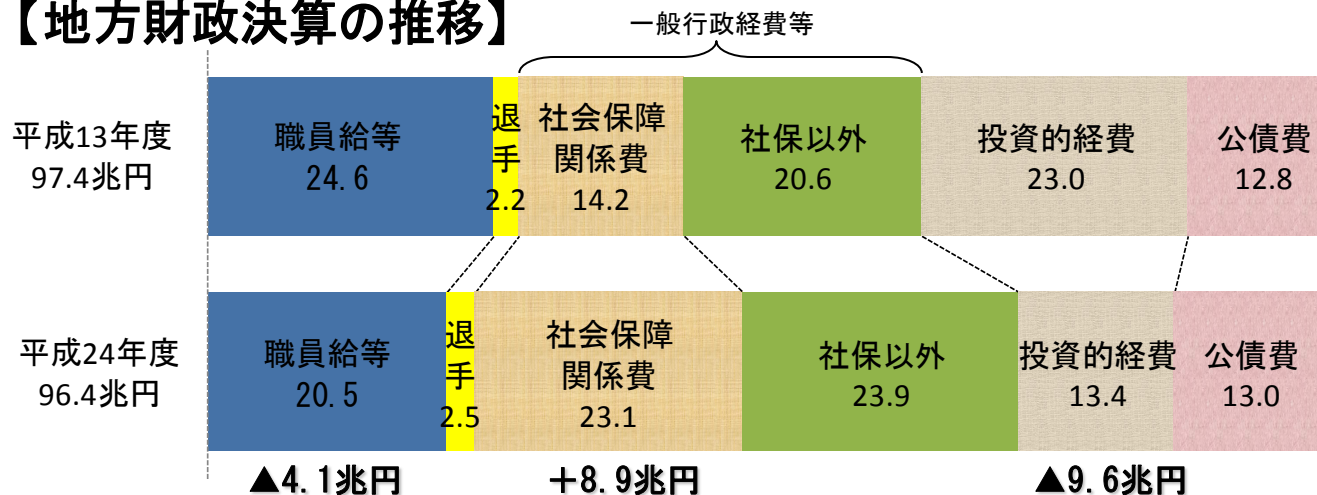
社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減

【地方財政計画の推移】



(注) 内訳が公表されていない一般行政経費（単独分）に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】



(注) 社会保障関係費は、一般行政経費（単独分）相当分（乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み）を含む。

地方財政計画(歳出)の推移

○ 地方財政計画は、歳出特別枠を含めてここ10年間ほぼ同規模

(単位:兆円)

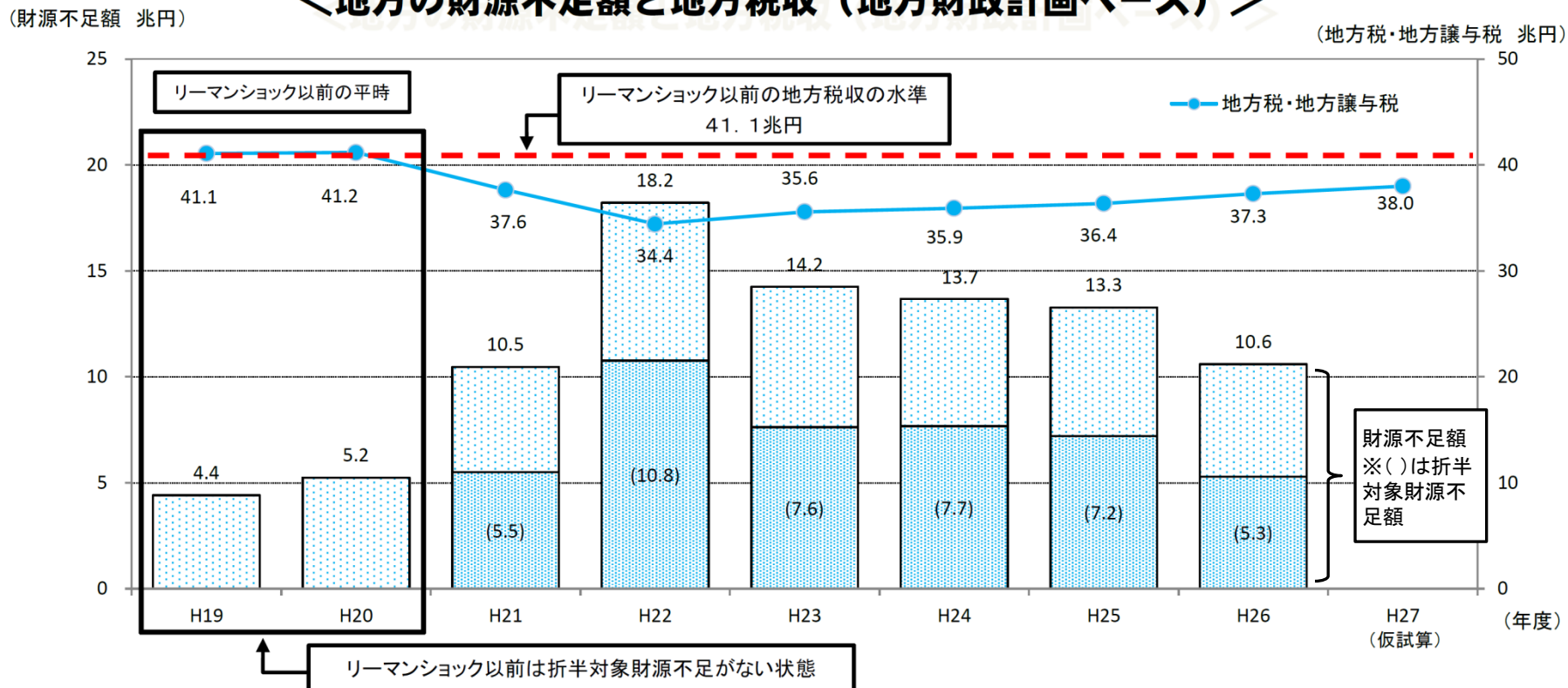
区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H17
給 与 関 係 経 費	22.7	22.6	22.5	22.2	22.1	21.7	21.3	21.0	19.7	20.3	▲ 2.4
一 般 行 政 経 費	23.1	25.2	26.2	26.5	27.3	29.4	30.8	31.1	31.8	33.2	10.1
うち 補 助 事 業	10.1	10.7	11.2	11.6	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	7.3
うち 単 独 事 業	12.2	13.5	14.0	13.8	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	1.7
歳 出 特 別 枠				0.4	0.9	1.4	1.5	1.5	1.5	1.2	1.2
公 債 費	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	13.4	13.2	13.1	13.1	13.1	▲ 0.3
維 持 補 修 費	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.1
投 資 的 経 費	19.7	16.9	15.2	14.8	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	▲ 8.7
給与の臨時特例対応分									0.8		0.0
公 営 企 業 繰 出 金	2.9	2.7	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	▲ 0.3
不交付団体水準超経費	1.0	1.5	2.4	2.5	1.3	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	▲ 0.1
歳 出 合 計	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	82.1	82.5	81.9	81.9	83.4	▲ 0.4

※四捨五入により計が一致しないところがある

地方税収の推移

- 危機対応モードから平時モードへの切替えは、「経済再生に合わせて」進めていくもの(中期財政計画)。
 - 地方税収は、リーマンショック以前の水準まで回復していない。
- ※ 消費税率引上げによる増収は社会保障に充てるものであり、「経済再生」とは別。

＜地方の財源不足額と地方税収（地方財政計画ベース）＞



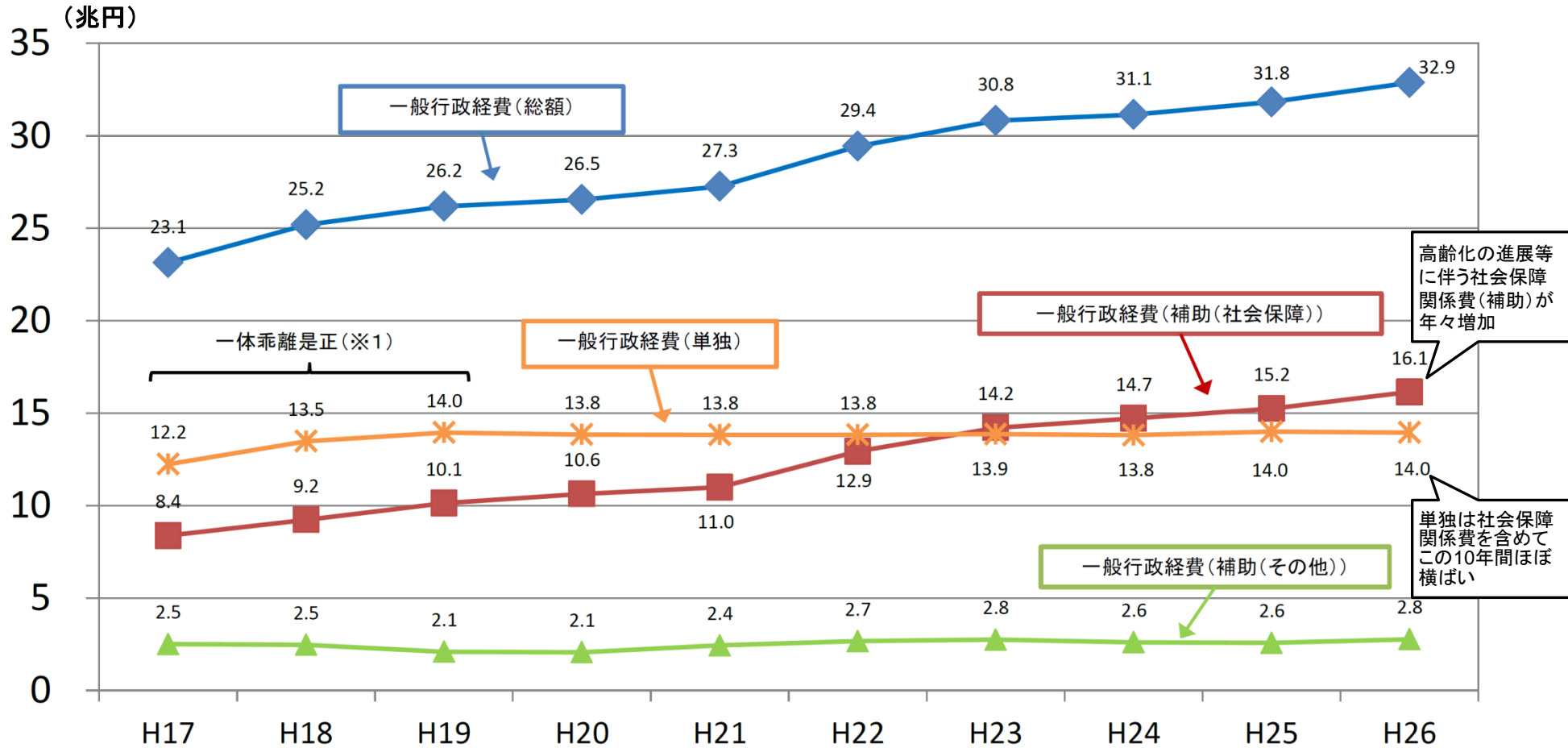
※ 地方税収は、地方消費税引上げによる増収分(26年度:0.5兆円、27年度(仮試算):1.9兆円)を除く。

※ 27年度(仮試算)の地方税収は、概算要求時点において「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年7月25日内閣府)による名目成長率等を用いて機械的に積算した仮置きのもの。

《「今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見」(H26.12.26地方財政審議会)より(抜粋)》

地方財政計画の歳出(一般行政経費)の分析

- ・ 一般行政経費の増加要因は主に社会保障に関する国庫補助事業の増。
- ・ 一般行政経費(単独)はほぼ横ばい。



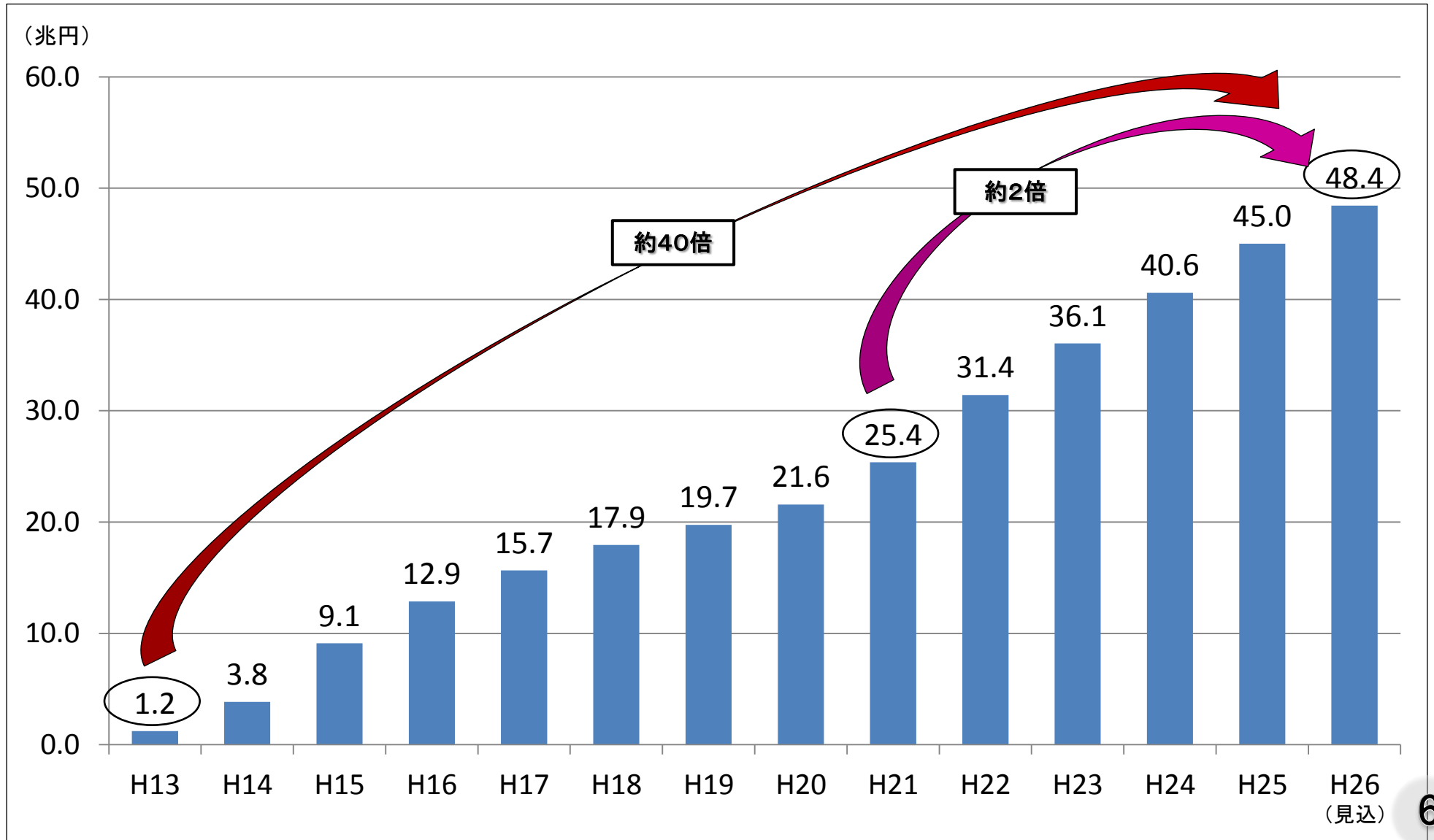
※1 平成17~19年度にかけて、決算対比計画額が過小であった一般行政経費(単独)の加算をする一方、投資的経費(単独)の縮減を同時に実施。

※2 一般行政経費のうち、地域の元気創造事業費を除く。

※3 一般行政経費(補助(社会保障))は、一般行政経費のうち、生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、介護給付費、児童手当(子どものための金銭給付交付金)、老人医療給付費、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費、保育緊急確保事業費補助金の合計額の推移を示したものの。

臨時財政対策債の累積残高の推移

○ 臨時財政対策債の残高は、H21からH26の5年間で約2倍に増加する見込み（H13からは約40倍）



Ⅱ 社会保障財源の確保、軽減税率の導入について

○平成29年4月の消費税・地方消費税率上げのための経済対策

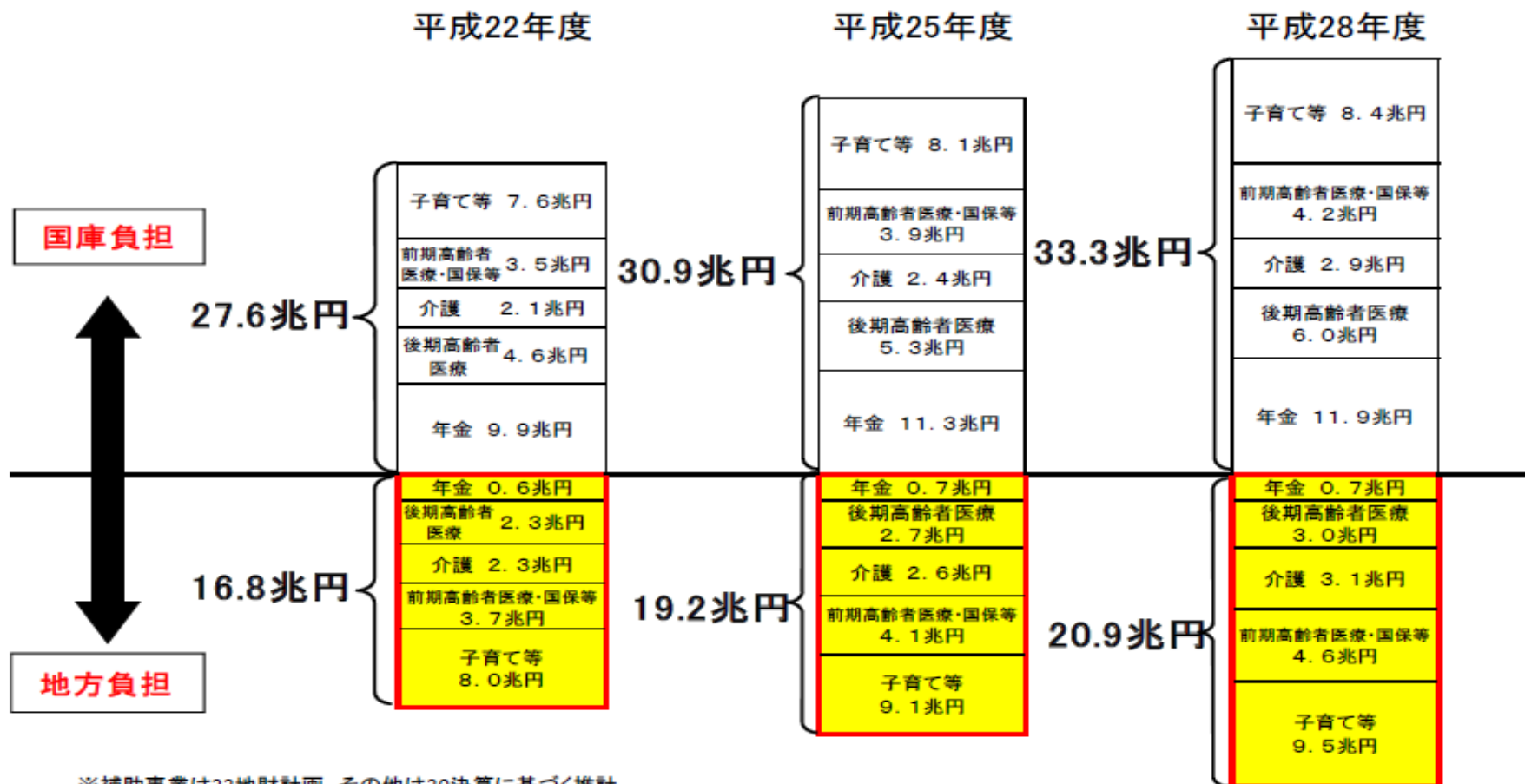
厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、平成29年4月の消費税・地方消費税率上げを確実に行うことが必要であり、そのためには、国と地方が連携・協力し、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組み、経済状況を好転させること。

○消費税の軽減税率

消費税の軽減税率の導入は、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となること、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたること等から、時期も含め慎重に検討するとともに、実際に導入する際には代替財源を確保する方策を同時に講ずること。

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(未定稿)

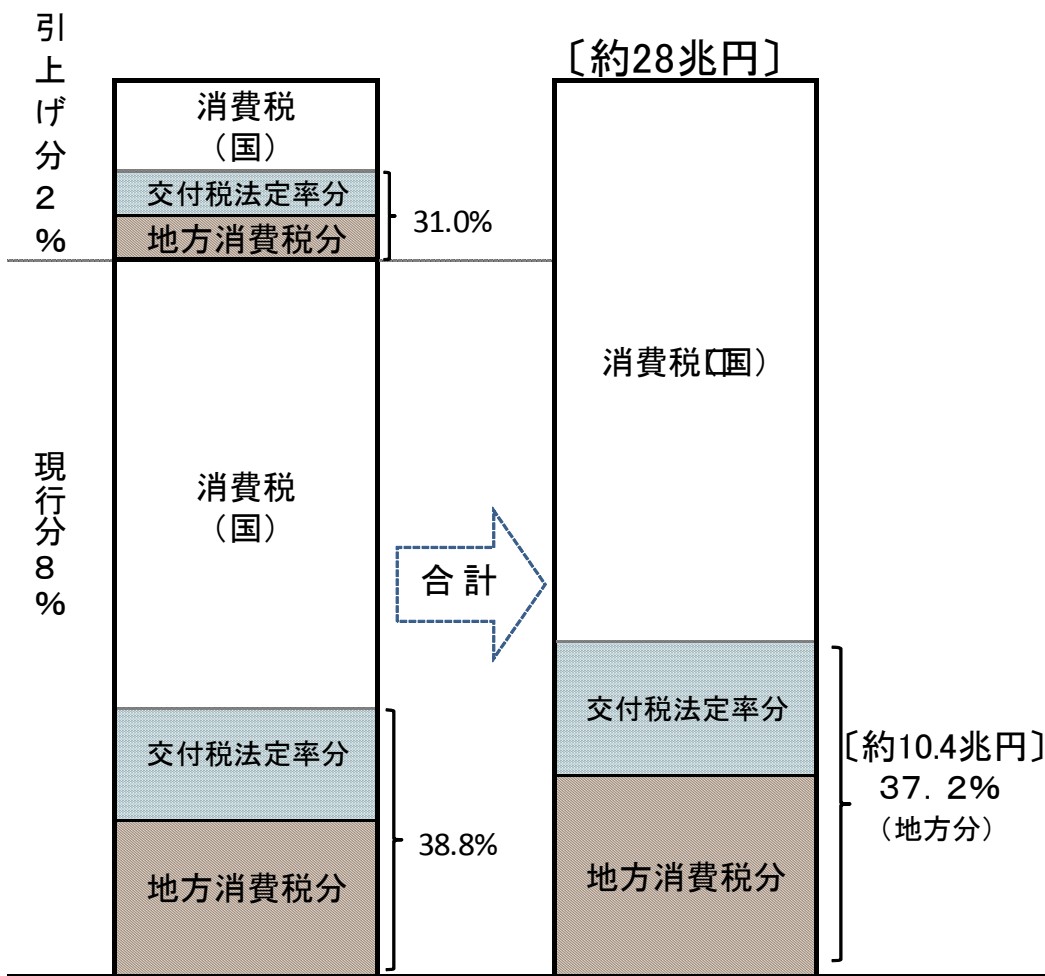
○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約1兆円、地方費が約0.7兆円と、共に大幅な増額が毎年見込まれる。



※補助事業は22地財計画、その他は20決算に基づく推計

軽減税率導入による税収への影響

富山県試算



【試算の前提】

- ・ 消費税込 1%相当：約 2.8 兆円
- ・ 軽減税率の対象：全ての飲食料品
(1%あたり減収額6,600億円)
- ・ 軽減税率：8%に据置



◎軽減税率導入による減収約▲1兆3,200億円
うち地方分(減収の37.2%)約▲4,900億円

※仮に地方分総額 約10.4兆円を確保する場合には
地方分割合を37.2%→39.0%への引上げが必要



軽減税率を実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう地方税財源を確保する方策が同時に講じられるべき。

Ⅲ 法人実効税率引下げの代替財源確保等

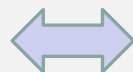
○平成27年度税制改正における法人実効税率の見直し

平成27年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させることとされた一方で、課税ベースの拡大により平成29年度にかけて段階的に代替財源を確保することとされた。

(参考) 法人実効税率の引下げ財源

【実効税率の引下げ=平成27~28年度】

▽税率引下げによる税収減 1兆3,300億円



【課税ベースの拡大=平成27~29年度】

△外形標準課税の拡大 6,600億円

△欠損金繰越控除の縮小 4,000億円

△受取配当等益金算入の見直し 900億円

△租税特別措置の見直し 1,800億円

合計 1兆3,300億円

○恒久財源の確保と中小法人への配慮

今後、法人実効税率の引下げを継続し、20%台まで引き下げる場合には、

- ①地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すべき
- ②地域経済への影響を踏まえて、引き続き、中小法人への配慮を適切に行うべき

H27税制改正 法人税改革について（法人実効税率の引下げ、外形標準課税の拡大）

法人実効税率の引下げ

…「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える

◎法人実効税率を平成28年度までの2年間で▲3.29%（【H27】▲2.51%、【H28】▲0.78%）

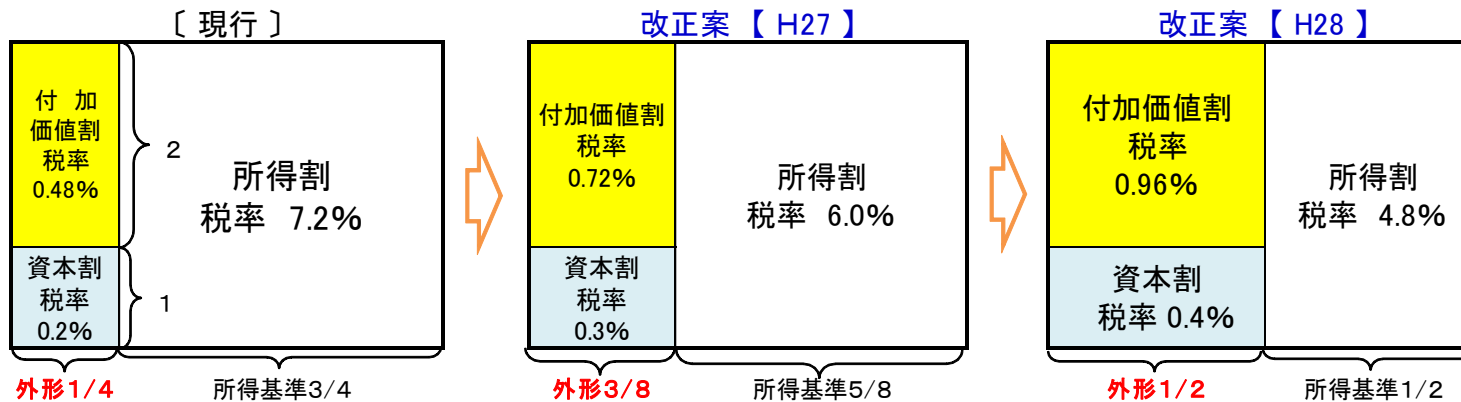
	[現行]	⇒	改正案【H27】	⇒	【H28】
[国 税]法人税率	25.5%	⇒	23.9%	⇒	23.9%
[地方税]法人事業税(所得割)税率	7.2%	⇒	6.0%	⇒	4.8%
↳ 法人実効税率	34.62%	⇒	32.11%	⇒	31.33%
			(▲2.51%)		(▲0.78%)

○経済の好循環の実現を力強く後押しするため、平成27年度から税率引下げを先行

○課税ベースの拡大により平成29年度にかけて段階的に代替税財源を確保 ⇒ 「法人課税の中での税収中立」
 （法人事業税の外形標準課税の拡大、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、租税特別措置の見直し）

法人事業税の外形標準課税の拡大等

○大法人（資本金1億円超）に導入されている外形標準課税を2年間で現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大



○賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について給与増加分の負担を軽減

○外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限り負担増を原則2分の1に軽減

※ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討
 その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討

※ あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討

IV 地方創生の推進

○平成26年度補正「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」

「地方版総合戦略」の策定や施策の検討状況等に応じて柔軟に活用できる地方にとって使い勝手のよい仕組みとすること。

○「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等の創設

地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金等を、継続的に大胆な規模で早期に設けること。

○地方創生に係る歳出の地方財政計画への計上と地方交付税の充実

地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための施策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定) における地方創生関係部分(抜粋)

第2章 具体的対策

Ⅱ. 地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化

1. まち・ひと・しごとの創生に向けた「総合戦略」の先行的実施

地方が人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための、今後5か年の政府の施策の方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)の中で、政府が地方の創生に向けて講ずるべき施策が示されたところであり、このたび以下の事業について、先行的に実施し、地方版総合戦略の早期策定等への支援を行う。

- ・ 地域住民生活等緊急支援のための交付金(仮称)[地方創生先行型]

地方への人の流れをつくる新たな税制度

提 案 東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む。）に対する国税・地方税の軽減制度の創設 【平成26年10月 全国知事会】

企業の地方拠点強化税制の創設（平成27年度税制改正）

概要・目的 地方の本社機能等の事業拠点の新設・拡充を促進するため、企業の地方拠点強化を支援する税制措置を創設 ⇒ 特に東京23区からの移転による地方拠点強化【移転型】については、より手厚い措置

計画の策定 「地方自治体が策定する計画」を国が認定 ⇒ 「企業の地方拠点強化実施計画」を知事が承認

国税・地方税の優遇措置

移 転 型

東京23区からの本社機能(全部・一部)の移転の場合

【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して
特別償却25%または税額控除7%

【雇用促進税制】 **増加した雇用者1人あたり80万円を税額控除**

- ・ 拡充型50万円/人に30万円を上乗せ
(雇用者数増加率10%未満: 20万円+30万円=50万円/人)
- ・ 雇用が維持されれば**上乗せ分30万円は3年間継続**
- ・ 法人全体で雇用増がなくても、**上乗せ分30万円は東京からの転勤者にも適用**

【地 方 税】 **固定資産税、不動産取得税に加え事業税の減免** (地方交付税による減収補てんの対象)

拡 充 型

地方にある、企業の本社機能等の強化

【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して
特別償却15%または税額控除4%

【雇用促進税制】 **増加した雇用者1人あたり50万円を税額控除**

従来制度40万円/人

(法人全体の雇用者数増加率10%未満の場合20万円/人)

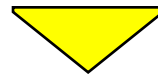
【地 方 税】 **固定資産税、不動産取得税の減免**
(地方交付税による減収補てんの対象)

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

提 案

現行の教育資金等を対象とした贈与税の非課税制度について要件の緩和や手続きの簡素化、対象資金の拡充などを図り、結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」の創設

【平成26年10月 全国知事会】



結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設（平成27年度税制改正）

概要

個人の結婚・子育て資金の支払に充てるため、その祖父母や両親が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社、銀行等及び金融商品取引業者）に信託等をした場合には、

受贈者1人につき1,000万円（結婚は300万円を限度）までは贈与税を課さない

（平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限る）

手続等

受贈者は非課税申告書を金融機関経由で所轄税務署長に提出しなければならない